

プロバイダ責任制限法の手続について

国立研究開発法人産業技術総合研究所 情報技術研究部門 メディアインタラクション研究グループ（承継先を含み、以下「当グループ」といいます）が提供するサービスにおいて、権利を侵害する情報が確認された場合の手続きについては、以下をご参照ください。

【発信者情報開示請求】

本サービスを利用して権利を侵害する情報が発信された場合、当該侵害情報の発信者（ユーザ）情報の開示請求をすることができます。その際、以下プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider>）が提供しているガイドライン・書式（<http://www.isplaw.jp/>）をご参照ください。ただし、必ずしも開示が行われることを保証するものではありませんのでご注意ください。

〔発信者情報開示請求ガイドライン〕 http://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/provider_hguideline_20160222.pdf

〔発信者情報開示請求書〕 http://www.isplaw.jp/d_form.pdf

【送信防止措置申出について】

本サービス上でユーザがアップロードしたコンテンツにおいて著作権侵害の侵害情報が掲載されている場合、下記手続により当グループにて侵害情報などの送信防止措置の申出を行うことができます。ただし、必ずしも当該措置を講ずることを保証するものではありませんのでご注意ください。

送信防止措置を申し出る場合は、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が提供しているプロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン

（http://www2.telesa.or.jp/consortium/provider/pdf/provider_031111_1.pdf）（以下「著作権関係ガイドライン」といいます）をご参考のうえ、下記の書類をご送付ください。

(1) 申出書

著作権関係ガイドライン（5頁）を参考に、17頁以下の書式（「様式A（個人用）」もしくは「様式C（法人用）」）の見本をご参考のうえ、ワープロソフト等を用いてご作成の上、提出してください。

(2) 本人確認書類

次のいずれかの書類を提出してください。

[法人の場合]

法人の印鑑証明書／現在事項証明書／登記簿謄本等(いずれも発行から3ヵ月以内のもの)

[個人の場合]

運転免許証／パスポート等公的身分証明書のコピー（有効期限内のもの）

(3) 申立者が著作権者であることを証明する書類

著作権関係ガイドラインをご参照の上、ご用意ください（登録がある場合は登録証書、著作権者の氏名が表示されている著作物の写し等）。

(4) 問題箇所に関する資料

問題のウェブページをプリントアウトし、問題箇所に蛍光マーカーなどを引いて明確にしたもの等、問題箇所に関する資料をご同封ください。

※ウェブページについては、ウェブページの URL が確認できる状態でプリントアウトしたものを提出してください。

【ご送付先】

提出された資料に基づく情報は、当グループの権利侵害情報の送信防止措置に関する対応において発信者への意見照会に使用されることあらかじめご同意の上、送付してください。

〒305-8568 つくば市梅園 1-1-1 産業技術総合研究所 つくば中央第 2
情報技術研究部門 メディアインタラクション研究グループ 削除要請窓口